

第 154号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が行った一部公開決定のうち、本件異議申立ての対象となる行政文書が存在しないことを理由として非公開とした部分は妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 平成24年 8月24日、異議申立人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、次に掲げる行政文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

(1) 名古屋市〇区区民生活部まちづくり推進室（以下「まちづくり推進室」という。）内に事務局を設置している〇区グラウンド・ゴルフ協会（以下「本件協会」という。）加入者の過去 5年分の会員名簿（以下「本件会員名簿」という。）（以下「本件公開請求①」という。）

(2) 本件協会の過去 5年分の収支決算報告書（以下「本件公開請求②」という。）

(3) 本件協会が主催した〇区グラウンド・ゴルフ協会大会（以下「本件大会」という。）の過去 5年分の収支決算報告書（以下「本件公開請求③」という。）

(4) まちづくり推進室内に本件協会の事務局を設置した際、まちづくり推進室と本件協会との間で交わした事務局設置に関する契約文書（以下「本件公開請求④」という。）

(5) まちづくり推進室内に民間任意団体の事務局を設置する際の設置基準を記載した文書。具体的には、任意団体の会員数何名以上、年間会費額、任意団体の規約が必要か不必要か等の事務局を設置する際に必要な審査の基準となる文書（以下「本件公開請求⑤」という。）

2 同年 9月 7日、実施機関は、本件公開請求に対して、次のとおり一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を異議申立人に通知した。

	特定した行政文書	非公開とした情報	非公開事由
本件公開請求①	本件会員名簿	全部非公開	文書不存在 (本件協会から取得していないため。)

本件公開 請求②	本件協会の収支決算報告書のうち平成19年度及び平成20年度に係るもの	全部非公開	文書不存在 (文書保存期間経過のため。)
	本件協会の収支決算報告書のうち、平成21年度、平成22年度及び平成23年度に係るもの	氏名及び印影	条例第7条第1項第1号該当(特定個人を識別できる情報のうち通常他人に知られたくないと認められるものであるため。)
本件公開 請求③	本件大会の収支決算報告書のうち、平成19年度(第2回)及び平成20年度(第3回)に係るもの	全部非公開	文書不存在 (文書保存期間経過のため。)
	本件大会の収支決算報告書のうち、平成21年度(第4回)、平成22年度(第5回)及び平成23年度(第6回)に係るもの	—	—
本件公開 請求④	まちづくり推進室と本件協会との間で交わした事務局設置に関する契約文書	全部非公開	文書不存在 (作成していないため。)
本件公開 請求⑤	まちづくり推進室内に、民間任意団体の事務局を設置する際の設置基準を記載した文書	全部非公開	文書不存在 (作成していないため。)

- 3 同年10月2日、異議申立人は、本件処分のうち、本件会員名簿を非公開とした部分を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

本件処分のうち、本件会員名簿を非公開とした部分を取消す、との決定

を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び反論意見書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件協会の事務局が、まちづくり推進室内に設置されており、まちづくり推進室職員が会費の徴収業務、本件協会の決算報告書の作成、本件大会を主催開催し、開催要項の作成及び送付、本件大会の決算報告書の作成、本件大会の開催場所である〇〇公園広場を使用する際に必要な都市公園内行為許可申請書の提出に関する業務等、協会に関わる全ての業務を行っている。

したがって、本件協会に関わる全ての業務を行っているまちづくり推進室が、会員名簿だけ取得していないことは一般社会の常識として絶対にありえない。

また、本件協会へ加入手続きをする際、申込書に住所及び氏名を記載して、まちづくり推進室内に設置されている事務局へ会費を納入している。さらに、本件大会への参加申込みの際にも、住所及び氏名を記載して申込みをしている。

よって、まちづくり推進室が本件協会の会員名簿を取得していることは確実である。取得及び所持している会員名簿を非公開にしている理由をきちんと説明するよう要望する。

- (2) まちづくり推進室は、本件大会の案内状と大会要項を、まちづくり推進室の封筒を使用して、名古屋市の通達員を使って届けさせている。

本件協会の事務局であるまちづくり推進室が会員名簿を取得していない場合、通達員を使って会員の所へ案内状と大会要項を届けることは不可能である。

仮にまちづくり推進室が本件協会の会員名簿を取得していない場合は、本件協会の会長が会員に案内状と大会要項を送付するのが一般社会の常識である。

- (3) 会員として会員名簿の公開を求めても絶対に公表しない。本件協会は会員から会費を徴収しており、当然毎年総会を開催する責務があるが、総会を開催したことがなく、決算報告もない。

そのため、本件協会は、会費だけを徴収している実態のない幽霊協会の可能性があり、まちづくり推進室が実態のない幽霊協会を設立して、会費を徴収している可能性がある。

第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件協会は、本件協会の規約によれば、名古屋市〇区（以下「〇区」という。）在住のグラウンド・ゴルフ愛好者をもって組織し、大会開催を始め競技の指導及び普及に関する事業を実施する任意団体である。
- 2 本件会員名簿は、本件協会に入会している者の名簿であり、本件協会が作成し、保管する文書であることから、実施機関が作成、取得又は保管する文書ではない。したがって、本件会員名簿は、条例第 2 条第 2 号に定める行政文書に該当しない。

第 5 審査会の判断

1 争点

本件会員名簿について、条例第 2 条第 2 号に規定する行政文書に該当するか否かが争点となっている。

2 本件協会について

本件協会は、〇区内のグラウンド・ゴルフ愛好者によって組織され、会員相互の親睦や健康の増進、グラウンド・ゴルフの普及及び振興に寄与することを目的とした団体であり、名古屋市〇区役所と共催で本件大会を開催している。

本件協会の会長、副会長、会計、監事及び理事は全て区民で構成されており、実施機関の職員は、役員等に就任していないことが認められる。

本件協会の運営については、理事会で、本件協会の役員等の意思決定を経て施行しているが、本件協会の事務局の事務は、実施機関の職員が担当している。

3 本件協会と実施機関の関係について

(1) 本件協会の事業運営は、理事会で決定されており、その役員等は、上記 2 で述べたとおり、全て区民で構成され、実施機関の職員は、本件協会の事業運営について中心的な役割を果たしていない。

(2) 実施機関は、本件協会の事業運営に対して補助金及び負担金を交付していない。

(3) 本件協会の事務局は、まちづくり推進室に設置されており、本件協会に係る事務は実施機関の職員が担当しているものの、本件協会の役員等の意思決

定を経て施行している。

(4) したがって、本件協会は、実施機関から別個独立した団体であると認められる。

4 条例第 2条第 2号該当性について

本件会員名簿が、条例第 2条第 2号に規定する行政文書に該当するか否かを判断する。

(1) 行政文書とは、条例上、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているものと定義されている。

(2) 本件協会の事務局の事務を実施機関の職員が担当しており、本件会員名簿は、形式的にはまちづくり推進室の職員が取得したものと認められることから、本件会員名簿が、実施機関の職員が組織的に用いるものとして、実施機関が管理しているものか否かについて判断する。

ア 実施機関が管理しているものとは、実施機関が当該文書を事実上支配している状態を意味すると解されるので、当該文書の作成、保存、閲覧・提供、移管・廃棄等の取扱いを判断する権限を現実には有していれば、管理しているものに該当するが、当該文書を一時的に借用している場合や預かっている場合には、管理しているものに該当しない。

イ 実施機関は、本件会員名簿を本件協会からの依頼に基づいて、実施機関の文書とは別のキャビネットに保管しており、当該名簿は、本件協会の役員等から返却の要請があれば直ちに返却するものとされている。

ウ また、本件会員名簿は、名古屋市情報あんしん条例施行細則（平成16年名古屋市規則第50号）等の実施機関の規程に則って処理されているものではないと認められる。

エ したがって、本件会員名簿について、実施機関は、本件会員名簿を一時的に預かっているものに過ぎず、その作成、保存、閲覧・提供、移管・廃棄等の取扱いを判断する権限を現実には有していないことから、実施機関が管理しているものとは認められない。

オ なお、異議申立人が主張するように、実施機関は本件大会の案内状と大

会要項を、まちづくり推進室の封筒を使用して、通達員をして異議申立人のもとに届けさせている。しかしながら、本件協会が管理している本件会員名簿とは別物である会員登録表を、実施機関が本件協会から一時的に借用して当該文書を送付したものであり、そのことをもって、本件会員名簿を実施機関が管理しているものと認めることはできない。

(3) 以上のことから、本件会員名簿は、条例第 2条第 2号に規定する行政文書には、該当しないと認められる。

5 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成24年10月15日	諮問書の受理
10月18日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
11月16日	実施機関の弁明意見書を受理
11月21日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
12月18日	異議申立人の反論意見書を受理
平成25年 6月21日 (第151回審査会)	調査審議 実施機関の意見を聴取
8月23日 (第153回審査会)	調査審議
8月30日	答申